（支援法人の指定等に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に旧基盤強化法第十一条の二第一項の規定による指定を受けている同条第二項に規定する農地保有合理化支援法人（次項において「農地保有合理化支援法人」という。）は、施行日に、新基盤強化法第十一条の二第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

2　農地保有合理化支援法人の前条第一項各号に掲げる旧農地保有合理化事業についての旧基盤強化法第十一条の三に規定する業務については、なお従前の例による。

（遊休農地に関する措置に関する経過措置）

第六条　施行日前にされた第二条の規定による改正前の農地法（以下この条において「旧農地法」という。）第三十二条の規定による通知であって、旧農地法第三十三条第一項の規定による届出がされていないものは、新農地法第三十二条第一項の規定による利用意向調査とみなす。

2　施行日前にされた旧農地法第三十二条ただし書の規定による公告は、新農地法第三十二条第三項の規定によりされた公示とみなす。

3　施行日前にされた旧農地法第三十三条第一項の規定による届出は、旧農地法第三十四条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当し、かつ、同項の規定による勧告がされていないときは、新農地法第三十二条第一項の規定による利用意向調査に係る意思の表明とみなす。

4　施行日前にされた旧農地法第三十四条第一項の規定による勧告に係る同条第二項並びに旧農地法第三十五条から第三十七条まで及び第四十三条第一項の規定による報告、調停、裁定の申請その他の行為については、なお従前の例による。

5　前項の規定によりなお従前の例によることとされる調停に係る調停案の受諾に伴う所有権の移転又は賃借権の設定若しくは移転についての農地の権利移動の制限については、なお従前の例による。

6　施行日前に旧農地法第三十七条又は第四十三条第一項の規定による申請があった場合（第四項の規定によりなお従前の例により施行日以後にこれらの申請があった場合を含む。）における特定利用権（旧農地法第三十七条に規定する特定利用権をいう。次項において同じ。）又は旧農地法第四十三条第一項に規定する遊休農地を利用する権利の設定については、なお従前の例による。

7　施行日前に設定された特定利用権又は旧農地法第四十三条第一項に規定する遊休農地を利用する権利（前項の規定によりなお従前の例により施行日以後に設定されたこれらの権利を含む。）については、なお従前の例による。

8　施行日前にされた旧農地法第四十四条第一項の規定による命令に係る市町村長による同条第三項の支障の除去等の措置及び当該措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

（農業法人投資育成事業に関する経過措置）

第七条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に第三条の規定による改正前の農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（以下この条において「旧投資円滑化法」という。）第三条第一項の規定により承認を受けた事業計画（旧投資円滑化法第四条第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの）又は同号に掲げる規定の施行の際現に旧投資円滑化法第三条第一項若しくは第四条第一項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ第三条の規定による改正後の農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第三条第一項の規定により承認を受けた事業計画又は同項若しくは同法第四条第一項の規定によりされている承認の申請とみなす。

（就農計画の認定に関する経過措置）

第八条　施行日前にされた第四条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（以下この条及び次条において「旧就農促進法」という。）第四条第一項の認定の申請であって、この法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないもの及び次項の規定による同条第一項の認定の申請についての都道府県知事の認定については、なお従前の例による。

2　新たに就農しようとする青年等（旧就農促進法第二条第一項に規定する青年等をいう。以下この項において同じ。）は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに新基盤強化法第六条の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が定められ、又は変更され、及び公告された市町村の区域内において就農しようとする青年等にあっては、その公告の日の前日）までの間は、旧就農促進法第四条第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項の認定の申請をすることができる。

3　施行日前にされた旧就農促進法第四条第一項の認定及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同条第一項の認定（次条第一項において「施行日以後の認定」という。）は、附則第十八条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）第四十五条第一項の規定の適用については、新基盤強化法第十四条の四第一項の認定とみなす。

（旧就農支援資金の貸付け等に関する経過措置）

第九条　施行日前に貸し付けられた旧就農支援資金（旧就農促進法第二条第二項に規定する就農支援資金をいい、その償還期間及び据置期間について旧就農促進法第七条第二項及び第三項の規定を附則第二十一条の規定による改正前の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。第五項において「旧東日本大震災財特法」という。）第百十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合における当該就農支援資金を含む。以下この条において同じ。）及び施行日前に旧就農促進法第四条第一項の認定を受けた者（施行日以後の認定を受けた者を含む。第五項において同じ。）に対して施行日以後に行われる旧就農支援資金の貸付け（施行日以後の認定（前条第二項の規定に係るものに限る。）を受けた者に対する旧就農支援資金の貸付けにあっては、旧就農促進法第二条第二項第二号に掲げる資金の貸付けに限る。）については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に旧就農促進法第五条第一項の指定を受けている同項に規定するセンター（次項において「センター」という。）及び融資機関（旧就農促進法第十七条第一項に規定する融資機関をいう。次項において同じ。）が前項の規定によりなお従前の例により行う旧就農支援資金の貸付けに係る業務については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧就農促進法第十八条第一項の規定により貸し付けられたセンター又は融資機関に対する貸付金及び前二項の規定によりなお従前の例により旧就農支援資金の貸付けの業務を行うセンター又は融資機関に対して施行日以後に行われるこれらの業務に必要な資金の貸付けについては、なお従前の例による。

4　施行日前に旧就農促進法第十九条第一項の規定により貸し付けられた都道府県に対する貸付金及び前項の規定によりなお従前の例により資金の貸付けの業務を行う都道府県に対して施行日以後に行われる当該業務に必要な資金の貸付けについては、なお従前の例による。

5　施行日前に貸し付けられた旧就農促進法第二十条（旧東日本大震災財特法第百十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第二十一条（旧東日本大震災財特法第百十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する資金及び施行日前に旧就農促進法第四条第一項の認定を受けた者に対して施行日以後に行われる旧就農促進法第二十条に規定する資金の貸付けについては、なお従前の例による。

6　第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第十六条の規定による改正後の農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号。以下この項において「新農業信用保証保険法」という。）第二条第三項第三号及び第十一条（附則第二十条の規定による改正後の農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号。以下この項において「新農業改良資金助成法等改正法」という。）附則第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「をいう」とあるのは「及び旧就農支援資金（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第九条第一項に規定する旧就農支援資金をいう。第十一条において同じ。）をいう」と、新農業信用保証保険法第十一条（新農業改良資金助成法等改正法附則第四条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）中「次に掲げる業務」とあるのは「次に掲げる業務及び旧就農支援資金に係る債務の保証の業務」と、新農業改良資金助成法等改正法附則第四条の規定により読み替えて適用する新農業信用保証保険法第十一条中「次に掲げる業務及び」とあるのは「次に掲げる業務並びに」と、「同じ。）」とあるのは「同じ。）及び旧就農支援資金」と、新農業信用保証保険法第十一条第二号（新農業改良資金助成法等改正法附則第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「青年等就農資金」とあるのは「青年等就農資金（旧就農支援資金を除く。）」とする。